

安全運転管理者むけ 道路交通法に基づく 令和5年度法定講習のテキスト



業務⑥ 運転者に対する 酒気帯びの有無の確認

運転前後の運転者が酒気を帯びていないかを、目視等とアルコール検知器^⑤を用いて確認する。

●酒気帯びの確認方法

酒気帯びの確認は原則として対面で行い、目視等により、運転者の顔色、呼吸の臭い、応答の声の調子等で酒気を帯びていないか確認しましょう。くわえて、アルコール検知器を用いた確認を実施します。

確認のタイミングについては、必ずしも運転の直前または直後にその都度行わなければならないというのではなく、運転を含む業務の開始前後や出退勤時に行うことで足ります。

●酒気帯びの確認方法の例外

確認方法は対面が原則ですが、直行直場等で対面での確認ができない場合は、これに準じた方法で実施します。

たとえば、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させたくうえて、

○カメラ、モニター等によって、安全運転管理者が運転者の顔色、応答の声の調子等とともに、アルコール検知器による測定結果を確認する

○携帯電話や業務用無線、その他の運転者と直接対話できる方法によって、安全運転管理者が運転者の声の調子等を確認するとともに、アルコール検知器による測定結果を報告させる等の対面による確認に準ずる方法が含まれます。

また、安全運転管理者の不在時等、安全運転管理者による確認が困難な場合は、副安全運転管理者又は安全運転管理者の業務を補助する者が確認を行います。

規則第9条の10第6号

●使用するアルコール検知器の性能等

アルコール検知器の性能については、酒気帯びの有無を音、色、数値等により確認できるものであれば、性能上の要件は問われません。

アルコール検知器の種類は、携帯型のハンディタイプから、事業所に据え置くタイプなど多種多様です。事業所の規模や運用形態等に応じて選択しましょう。

アルコール検知器製造事業者等で構成する「アルコール検知器協議会」が認定している製品を選ぶことで、より安心して使用することができます。

アルコール検知器協議会
ホームページ
<https://j-bac.org/>



業務⑦ 酒気帯び確認内容の記録と アルコール検知器の常時有効保持

業務⑥「運転者に対する酒気帯びの有無の確認」の内容を記録して1年間保存し、アルコール検知器を常時有効に保持する。

●酒気帯びの確認の記録内容

記録しなければならない酒気帯びの有無の確認の内容は、以下の通りです。

- ①確認者名
- ②運転者名
- ③運転者の業務に係る自動車の登録番号等
- ④確認の日時
- ⑤確認の方法

・アルコール検知器の使用の有無
・対面でない場合は具体的方法

- ⑥酒気帯びの有無
- ⑦指示事項
- ⑧その他必要な事項

記録は1年間保存しなければなりません。

●「常時有効に保持する」とは

アルコール検知器は、正常に作動し、故障がない状態で保持しておく必要があります。

アルコール検知器の取扱説明書を確認して、適切に使用・管理するとともに、定期的に故障していないか、正常な測定結果が得られるかを確認します。

また、アルコール検知器には使用回数や期限が定められているため、メンテナンスや買い替えを行う必要があります。使用回数や期限を超えたまま使用してはいけません。

規則第9条の10第7号

酒気帯びの確認等を実施していないとどうなる？

安全運転管理者等が、業務⑥・⑦の酒気帯びの確認等を実施していないことが判明し、自動車の安全な運転が確保されていないと認められるときは、公安委員会から自動車の使用者に対して、安全運転管理者等の解任を命ぜられることがあります。

安全運転管理者等が突然解任されると、後任の任命や引き継ぎなどの業務が発生し、安全教育や業務体制にも影響を及ぼします。

また、アルコールチェックを実施せずに運転者が飲酒運転をした場合には、事業所の評判が著しく低下することはもちろん、万が一事故を起こした場合の社会的な責任は計り知れません。

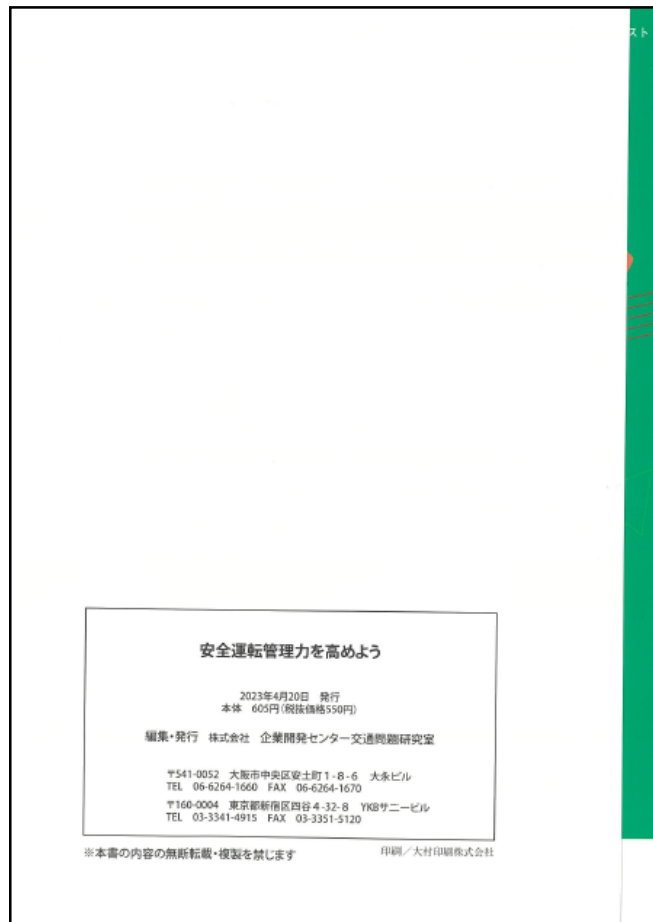
適切なアルコールチェックを実施し、事業所から飲酒運転を根絶しましょう。



※アルコール検知器の使用義務が延期

令和4年10月1日から義務化されることになっていた「安全運転管理者による、アルコール検知器を使用した酒気帯びの確認の義務化」が、アルコール検知器の供給状況等を踏まえて延期されています。

義務化の開始時期については未定ですが、いつ義務化が開始されても対応できるように、アルコール検知器の準備や運用方法の構築をすすめて、事業所から飲酒運転を根絶しましょう。



- ・テキストは、毎年変わります。
- ・テキストは、安全運転管理者協会が毎年教材会社へ発注する。
- ・テキストは、年によって受託企業は変わっている模様。



つまり、J-BACとして、正式に、法定講習実施事業者（だいたい安全運転管理者協会が受託）に、J-BACや認定制度のことを記載するよう申し入れすれば、47都道府県のテキストをもって、33万人の安全運転管理者にJ-BACを認知していただけるかもしれません。